

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 15 日

関東地方整備局長

藤巻 浩之

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 6 年 1 月 12 日	山縣 裕 一級建築士 第 56130 号	戒告	令和 5 年 10 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和 5 年 2 月 3 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和 6 年 1 月 12 日	葭原 英忠 一級建築士 第 69956 号	戒告	令和 5 年 10 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和 5 年 2 月 3 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	富所 眞司 一級建築士 第254017号	戒告	令和5年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	保科 豊和 一級建築士 第258012号	戒告	令和5年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	日比野 敏雄 一級建築士 第44871号 構造設計一級建築士 第7408号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	岡田 岩雄 一級建築士 第58360号 構造設計一級建築士 第1733号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	内田 三和 一級建築士 第80454号 構造設計一級建築士 第5000号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	守田 憲年 一級建築士 第81268号 構造設計一級建築士 第7509号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	佐々木 幸男 一級建築士 第94596号 構造設計一級建築士 第5914号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	藤村 博 一級建築士 第95634号 構造設計一級建築士 第1300号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	保坂 滋 一級建築士 第98492号 構造設計一級建築士 第4974号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	厚川 義隆 一級建築士 第114229号 構造設計一級建築士 第8250号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	手塚 修 一級建築士 第123641号 構造設計一級建築士 第8077号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	星野 仁 一級建築士 第153720号 構造設計一級建築士 第643号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	堀川 伸一郎 一級建築士 第212476号 構造設計一級建築士 第5038号	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	小川 正晃 一級建築士 第41880号 設備設計一級建築士 第596号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	近藤 純一 一級建築士 第87419号 設備設計一級建築士 第1354号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	大野 茂 一級建築士 第104352号 設備設計一級建築士 第2317号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成25年4月1日から平成29年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、平成29年12月21日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	石田 敬人 一級建築士 第111790号 設備設計一級建築士 第715号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	眞壁 茂高 一級建築士 第119166号 設備設計一級建築士 第2196号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	木村 春紀 一級建築士 第153140号 設備設計一級建築士 第1384号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	廣津 高雄 一級建築士 第183722号 設備設計一級建築士 第2006号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月12日	廣川 順一 一級建築士 第199690号 設備設計一級建築士 第685号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月12日	小川 定巳 一級建築士 第211969号 設備設計一級建築士 第1342号	戒告	令和5年10月31日時点において、設備設計一級建築士である事実が認められるところ、少なくとも、平成30年4月1日から令和4年10月31日までの間に定期講習を受講しなかったため、令和5年2月3日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。